

●香川県警察本部告示第2号

道路交通法実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月1日

香川県警察本部長 河 合 信 之

道路交通法実施規程の一部を改正する規程

道路交通法実施規程（平成12年香川県警察本部告示第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(制限外積載許可の審査基準)</p> <p>第20条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア 大型自動車、中型自動車、<u>準中型自動車</u>、普通自動車及び大型特殊自動車 次に掲げる基準</p> <p>(ア)～(エ) 略</p> <p>イ・ウ 略</p> <p>エ 略</p> <p>(ア)～(ウ) 略</p> <p>(エ) 積載の方法 <u>乗車装置又は積載装置の前後からその乗車装置又は積載装置の長さを超えてはみ出さず、かつ、貨物を積載した状態の自動車及び積載物全体の幅が当該自動車の幅を超えないこと（特定自動二輪車がリヤカーを牽引する場合にあっては、その牽引されるリヤカーの積載装置の左右から0.5メートルを超えてはみ出さないこと。）。</u></p> <p>オ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(制限外積載許可の期間)</p> <p>第21条 制限外積載許可の期間は、当該車両による1回の運搬行為の開始時から終了時までとする。ただし、第18条ただし書に該当する場合には、<u>1年以内</u>とすることができる。</p>	<p>(制限外積載許可の審査基準)</p> <p>第20条 制限外積載許可は、次の各号のいずれにも該当するときに行うものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 積載物の長さ、幅、高さ及び積載の方法が次に掲げる自動車及び原動機付自転車（以下「自動車等」という。）の区分に応じ、それぞれ次に掲げる基準を満たすとき。</p> <p>ア 大型自動車、中型自動車、普通自動車及び大型特殊自動車 次に掲げる基準</p> <p>(ア)～(エ) 略</p> <p>イ・ウ 略</p> <p>エ 側車付きの自動二輪車 次に掲げる基準</p> <p>(ア)～(ウ) 略</p> <p>(エ) 積載の方法 <u>自動車の車体の前後から自動車の長さの10分の3の長さを超えてはみ出さず、かつ、自動車の車体の左右から0.5メートルを超えてはみ出さないこと。</u></p> <p>オ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(制限外積載許可の期間)</p> <p>第21条 制限外積載許可の期間は、当該車両による1回の運搬行為の開始時から終了時までとする。ただし、第18条ただし書に該当する場合には、<u>3月以内</u>とすることができる。</p>

附 則

この規程は、平成31年3月1日から施行する。